

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例（素案）

保健医療部医療人材課

1 趣旨

埼玉県では、将来医師として埼玉県の地域医療に貢献することを考えている医学生に奨学金を貸与しています。

この奨学金は、県が定める条件で医師として勤務（義務従事）すれば奨学金の返還が免除される制度です。ただし、義務従事を終了できなかった場合は奨学金を返還していただくこととなります。

今回、条例を一部改正し、義務従事を終えることなく奨学金を返還する場合の利息を付すことで、より安定的な制度運営と離脱防止を図ることにしました。

2 制度の概要

《対象者》

「埼玉県出身の医学生」または「県が指定する大学の医学生」

《貸与額・貸与期間》

月20万円以内・大学入学から卒業まで

6年間貸与を受けた場合の総額：1,440万円

《返還が免除となる条件》

①貸与期間の1.5倍の期間（6年間×1.5＝9年間）

②特定地域（※1）の公的医療機関（※2）

または 特定診療科等（※3） で医師として勤務すること

※1 特定地域・・・医師の確保が必要な地域として埼玉県が定める地域

北部、秩父、川越比企（北）、利根地域

※2 公的医療機関・・・医療法第31条に規定する公的医療機関のこと。具体的には、

公立病院、赤十字病院、済生会病院

※3 特定診療科等・・・県内の病院の産科、小児科、救命救急センター

2 改正の内容

貸与した奨学金に年10%の利息を付する